

アロマコーディネーター講座レッスンテキストブック内容変更（第10→11版）

2014年5月1日発行の第10版より、このたび2015年5月1日発行の第11版にて、以下変更点がありますので、ご案内いたします。

ページ	変更内容
P 2	ふきだし 2行目～ ↓ 「禁忌、入浴、手・足浴、吸収などの使用方法について身につけよう」に変更
P 13	(2) 冷浸法（アンフルラージュ法） 説明文とイラストを全面的に変更しました → 後述ページ参照ください。
P 21～	P25 の⑩ひまわりオイルを④に移動 以降番号が繰り下がる 学名の末尾の「L.」を削除
P 24	⑩ピーナツオイル を削除
P 32	●必須脂肪酸 文頭に「代表的な」を追加 4行目「各々の」を「主な」に変更
P 42	実習 4 ローション ＜手順 1＞ の後に補足文章を追加 （希釈性を高める場合は、先にエタノールと精油をブレンドしてからミネラルウォーターで希釈しても構いません。）
P 78	実習 7 ハンガリーウォーター ＜手順 2：ドライハーブを入れる＞ ②ドライハーブを入れます。の後の 「ペパーミントや～ から 3行目の ～袋の量の 5g を入れます。」までを削除 （現在は袋の全量を使うため）
P 85	LD50 の後の (lethal dose) → (Lethal Dose)
P 87	●毒性 B の精油 表 ビューキュー (Agathosma crenulata または Barosma crenulata) ↓ ビューキュー (Agathosma betulina または Barosma betulina) （前回修正ミスの再修正です）
P 137	3. フレグランスの種類 説明文 1 行目 香料の割合（賦香率）の読み仮名「ぶこうりつ」 → 「ふこうりつ」
P 160	(1) 精油の販売・使用に関する注意点（薬事法、 ↓ (1) 精油の販売・使用に関する注意点（医薬品医療機器等法、 ①薬事法 ↓ ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称「医薬品医療機器等法」・・・旧「薬事法」） ※以降の「薬事法」は全て名称変更です

【医薬品医療機器等法】一部編集

第2条（定義）

1. この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。
 - ・日本薬局方に収められている物
 - ・人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（中略）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
 - ・人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）
 2. この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。
 - ・吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
 - ・あせも、ただれ等の防止
 - ・脱毛の防止、育毛又は除毛
 - ・人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（中略）であつて機械器具等でないもの
 - ・1に規定する目的のために使用される物（中略）のうち、厚生労働大臣が指定するもの
 3. この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
 4. この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。
12. この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

【医薬品医療機器等法参考条文】

第1条（目的）

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

第13条（製造業の許可）

1. 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

前述のハイドロディフュージョン法を含め、直接蒸気を釜に注入する方法は総称してパーコレーション法と呼ばれ、木材や種子などの硬いものから精油を採るときに用います。水蒸気蒸留法ならば12時間かかる抽出時間が4時間と短時間で済みます。精油の原料になる植物が不必要に水蒸気にさらされる時間が短くて済むので、良質の精油を採ることができます。

(2) 冷浸法 (アンフルラージュ法)

ローズやジャスミンなどの花から精油を抽出する、伝統的な方法です。

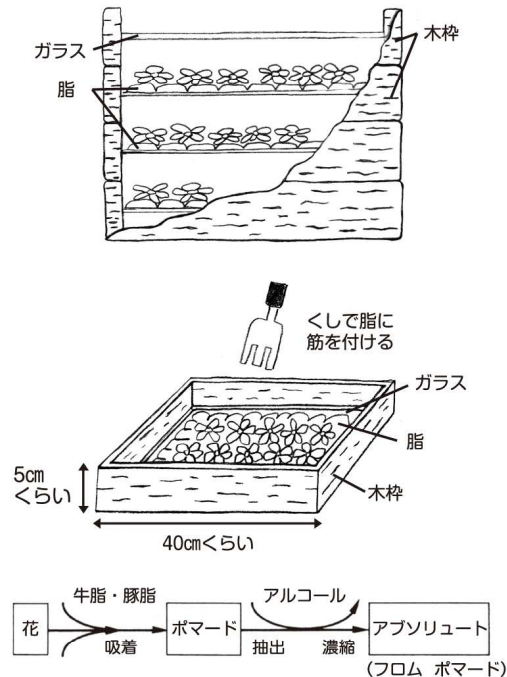
木枠の付いたガラス板（40センチ四方くらいのもの）の表面に、牛脂や豚脂を厚さ1cmくらいになるように塗ります。このとき花の香りと脂の接触面が大きくなるように、脂の面に櫛目を縦横に入れます。

その脂の上に花びらを敷き詰めていきます。同じようにしたガラス板を何段にも重ね、それぞれの中が密封されるようにします。花の香りが脂に充分吸収されたら（3～6日かかります）、しおれた花びらを取り去り、再び新しい花びらを敷き詰めます。花の香りの吸収が飽和状態になるまで、ジャスミンなら約3週間くらいこの作業を繰り返します。

この花の香りでいっぱいになった脂をポマードと呼びます。このポマードをエタノール（エチルアルコール）と混ぜて約1日攪拌し、香りをエタノールに移します。このエタノールを真空下で蒸発させ、芳香成分を抽出することができます。この方法で採られた芳香成分をアブソリュートと呼び、水蒸気蒸留法で採られた精油と区別して呼ぶこともあります。

一般的な方法

脂を塗ったガラス板の上に花びらを敷き詰める



19℃（脂が溶けないようにするため）で牛・豚の脂に香りをしみ込ませる。

- ①40段重ねになることもある
- ②1段の花の量は150～200gくらい
- ③花は3～6日くらい置く

なお、脂を塗ったガラス板を花びらを敷き詰めた上にかぶせる方法や、ガラス板の上下両面に脂を塗り、両方から吸収させる場合もあります。

